

## 6 介護支援専門員の資質向上等について

平成 26 年 6 月 18 日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく介護保険法一部改正により第 69 条の 34 第 3 項が新設され、「介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない」と規定されたところである。これを踏まえて、介護支援専門員は専門職として、これまで以上に自己研鑽に努める必要があり、法定研修においても、資質の向上を図るため、カリキュラムの見直しを行ったところである。

### (1) 主任介護支援専門員に係る研修カリキュラムの見直しについて

#### (別紙資料 6 - 1)

主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められている。このような役割を果たすことをより一層進めることが重要であり、その資質の向上を図っていくことが必要である。

そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要であることから、更新制を導入し、一定の要件を満たした者を対象とする主任介護支援専門員更新研修を創設した。平成 27 年 2 月 12 日に改正省令、告示を公布し、同日に関連通知を発出したところである。

施行は平成 28 年 4 月 1 日であるが、各都道府県におかれては、後述する各研修の指導者向けのガイドラインを活用いただくなど、円滑な研修事業の実施に向けて準備いただくようお願いする。

なお、平成 23 年度以前に主任介護支援専門員研修を受講された方については、平成 30 年度まで受講修了を猶予するなど移行期間を設定したと

ころである。

また、主任介護支援専門員更新研修を修了した者は介護支援専門員更新研修を修了した者とみなすこととしたのでご留意いただきたい。

## (2) 課題整理総括表及び評価表の法定研修における活用について

### (別紙資料 6 - 2)

今般の研修カリキュラムの見直しに当たっては、より実践的な内容となるよう、講義・演習一体型の科目の充実を図ったところである。

このため、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、平成 26 年 6 月 17 日事務連絡「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」の活用について」においてお示しした、

- ・利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析等を通じて課題を導き出した過程について、多職種協働の場面等で説明する際に適切な情報共有に資することを目的とした「課題整理総括表」
- ・ケアプランに位置付けたサービスについて、短期目標に対する達成度合いを評価することで、より効果的なケアプランの見直しに資することを目的とした「評価表」

について、積極的に活用いただきたい。また後述する各研修の指導者向けのガイドラインにおいても活用事例をお示ししているので、参考されたい。

## (3) 介護支援専門員実務研修受講試験の見直しについて

### (別紙資料 6 - 3)

介護支援専門員実務研修受講試験については、「保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者及び介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者」が受験対象者となっているが、介護支援専門員に求められる資質や専門性の向上を図っていくため、「保

健・医療・福祉に係る法定資格保有者または生活相談員等の相談援助業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者」を受験対象者とする見直しを行ったところである。平成 27 年 2 月 12 日に改正省令を公布・施行し、同日に関連通知を発出したところである。

なお、施行後 3 年間は旧要件該当者も受験可能とする経過措置を設定したのでご留意いただきたい。

また、介護支援専門員実務研修受講試験における解答免除の取扱いについても、介護支援専門員に求められる資質の向上に資するものにするため、「「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について」（老発 0212 第 1 号平成 27 年 2 月 12 日付老健局長通知）において、解答免除の廃止を示したところである。これについては、平成 27 年度の試験から適用するので、介護支援専門員実務研修受講試験の受験を予定している者等に対して改めて周知願いたい。

#### (4) 介護支援専門員法定研修に関する予算について

##### (別紙資料 6 - 4)

介護支援専門員の資質の向上を図るため、今年度までは介護保険事業費補助金の国庫補助事業として、介護支援専門員資質向上事業（以下「資質向上事業」という。）を実施しているが、平成 27 年度からは地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業（介護人材キャリアアップ研修事業）として実施することを予定しているので、ご承知いただきたい。

また、当該事業については、都道府県間で受講者負担に大きな差があることから、各都道府県におかれては、基金の積極的な活用により、受講者負担に大きな差が生じないようにご配慮いただきたい。

#### (5) 介護支援専門員研修改善事業について

介護支援専門員の資質向上については、これまで、必要な知識・技能の習得を目的とし、都道府県が実施主体となって、実務に就いたあとも継続的に研修の機会を提供できるよう体系的な研修を行ってきたところである。

一方、当該研修については、都道府県ごとに実施されていることから、研修内容に格差が生じていると指摘されていたところである。

このため、都道府県が行っている研修水準の平準化を図り、介護支援専門員の更なる資質向上に資する研修とする観点から、平成28年度から新カリキュラムによる研修となることも踏まえ、今年度は本事業において、各研修の指導者向けのガイドラインを策定し、指導者養成研修を実施したところである。

各都道府県におかれては、本ガイドラインを活用いただくことなどにより、平成28年度からの新カリキュラムによる研修事業の円滑な実施に向けて準備いただくようお願いする。

また、平成27年度においては、今年度を実施した指導者養成研修における意見等を踏まえ、ガイドラインの内容をさらに改善していくとともに、新しいカリキュラムにおいて導入する修了評価の手引き等を作成することにより、各都道府県が行う研修の平準化と質の担保を図り、平成28年度における研修の円滑な移行を支援する予定であるので、ご了解いただきたい。

#### (6) 第18回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

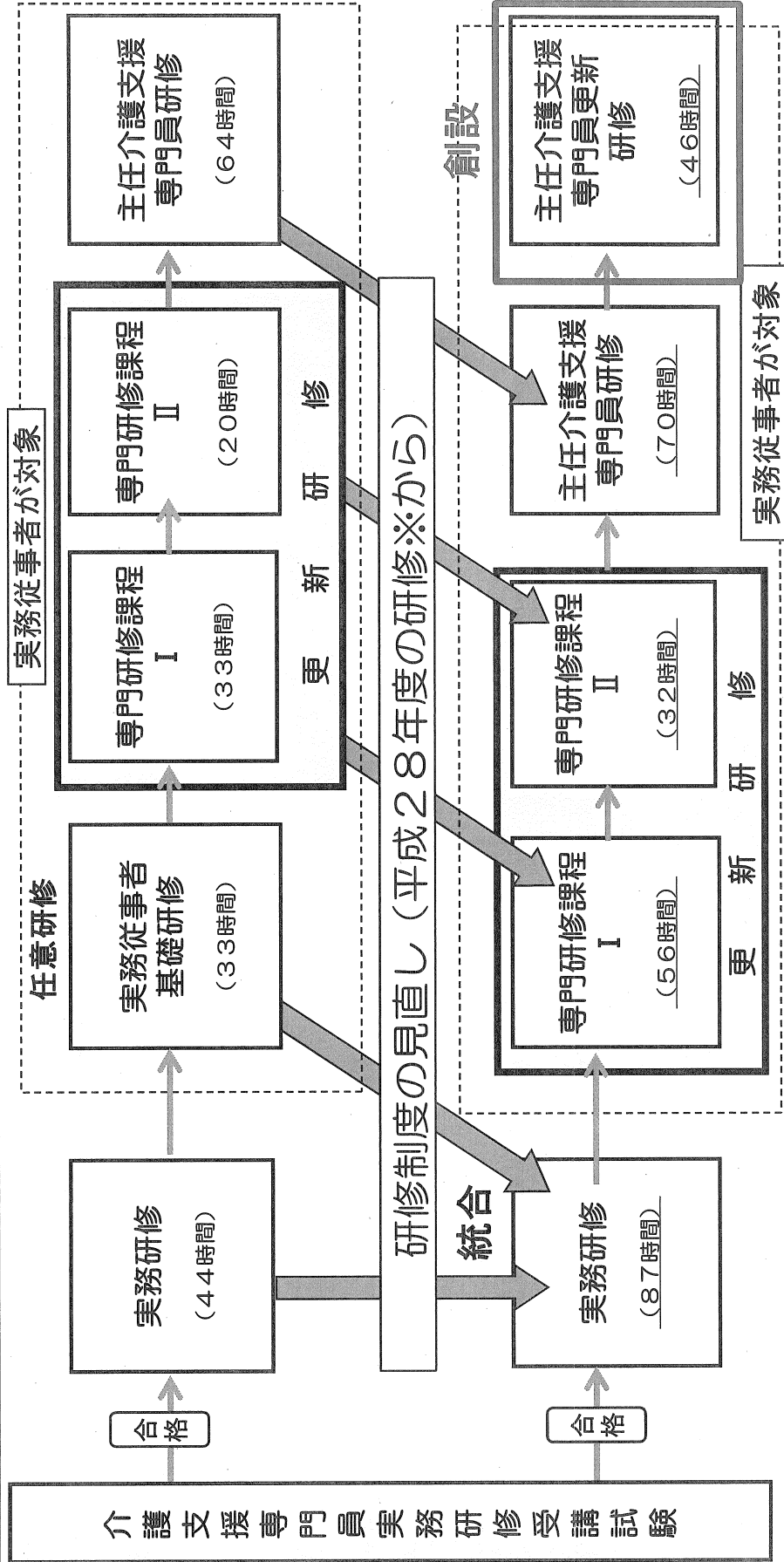
第18回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月11日(日)を予定している(正式には別途通知する予定)。

各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)及び別紙資料6-5のスケジュールに基づき、適切な実施をお願いしたい。

# 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

別紙資料6-1

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
  - 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
  - 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
  - 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。
- ※赤枠が今回の改正部分



(※) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。  
 (注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。

# 主任介護支援専門員研修の見直しについて

研修課目	時間
対人援助者監督指導（スーパービジョン）	6
地域援助技術（コミュニケーションワーク）	3
人事・経営管理に関する講義	3
主任介護支援専門員の役割と視点	5
ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
ターミナルケア	3
人事・経営管理	3
サービス展開におけるリスクマネジメント	3
対人援助者監督指導	1 2
地域援助技術	3
事例研究及び事例指導方法	1 8
合計	6 4

研修課目	時間
主任介護支援専門員の役割と視点	5
ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
ターミナルケア	3
人材育成及び業務管理	3
運営管理におけるリスクマネジメント	3
地域援助技術	6
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現（新）	6
対人援助者監督指導	1 8
個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	2 4
合計	7 0

研修課目	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向（新）	4
主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（新）	
リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	6
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
認知症に関する事例	6
入退院時等における医療との連携に関する事例	6
家族への支援の視点が必要な事例	6
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6
合計	4 6

※主任介護支援専門員更新研修として  
新たに創設

# (参考) 介護支援専門員実務研修の見直しについて

研修課題目 (介護支援専門員実務研修)		時間
介護保険制度の理念と介護支援専門員		2
介護支援サービス (ケアマネジメント) の基本		2
要介護認定等の基礎		2
介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術		
受付及び相談と契約	1	
アセスメント、ニーズの把握の方法	2	
居宅サービス計画等の作成	2	
モニタリングの方法	2	
実習オリエンテーション	1	
介護支援サービス (ケアマネジメント) の展開技術		
相談面接技術の理解	3	
地域包括支援センターの概要	2	
介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術		
アセスメント、ニーズの把握の方法	4	
アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	6	
居宅サービス計画等の作成	4	
介護予防支援 (ケアマネジメント)	4	
介護支援サービス (ケアマネジメント) の展開技術		
チームアプローチ演習	3	
意見交換、講評	1	
介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術に関する実習		
合計	44	44

研修課題目 (介護支援専門員実務従事者基礎研修)		時間
ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理		3
ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方		7
ケアマネジメント演習講評		6
ケアマネジメント点検演習		14
研修を振り返るための意見交換、ネットワーキング作り		3
合計		33

任意研修で  
あつた実務従  
事者基礎研修  
を統合  
(=実務研修  
の充実)

研修課題目 (新・介護支援専門員実務研修)		時間
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント		3
ケアマネジメントに係る法令等の理解 (新)		2
地域包括ケアシステム及び社会資源 (新)		3
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義 (新)		3
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理 (新)		2
ケアマネジメントのプロセス (新)		2
実習オリエンテーション		1
自立支援のためのケアマネジメントの基本		6
相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎		4
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意 (新)		2
介護支援専門員に求められるマネジメント (チームマネジメン ト) (新)		2
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術		
受付及び相談並びに契約	1	
アセスメント及びニーズの把握の方法	6	
居宅サービス計画等の作成	4	
サービス担当者会議の意義及び進め方 (新)	4	
モニタリング及び評価	4	
実習振り返り	3	
ケアマネジメントの展開 (新)		
基礎理解	3	
脳血管疾患に関する事例	5	
認知症に関する事例	5	
筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5	
内臓の機能不全 (糖尿、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等) に関する事例	5	
看取りに関する事例	5	
アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習 (新)		5
研修全体を振り返るための意見交換、講評及びネットワーキング作り		2
ケアマネジメントの基礎技術に関する実習		
合計		87

# (参考) 介護支援専門員専門研修の見直しについて

研修科目 (専門研修Ⅰ)		時間
介護保険制度論		2
対人個別援助		2
ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理		1
ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方		3
保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」		4
保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」		3
保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」	※	2
保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」	※	3
保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」	※	3
サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」	※	3
サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」	※	3
サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」	※	3
サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」	※	3
サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」	※	3
サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」	※	3
サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」	※	3
対人個別援助技術 (ソーシャルワーク)		9
※3課目を選択して受講		合計 33
講義		

研修科目 (専門研修Ⅱ)		時間
介護支援専門員特別講義		2
介護支援専門員の課題		3
「居宅介護支援」事例研究	※1	6
「施設介護支援」事例研究	※2	6
サービス担当者会議演習		3
「居宅介護支援」演習	※1	6
「施設介護支援」演習	※2	6
※1か※2を選択して受講		合計 20
演習		

研修科目 (専門研修Ⅰ)		時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状		3
対人個別援助技術及び地域援助技術		3
ケアマネジメントの実践における倫理		2
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践 (新)		4
個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習 (新)		2
ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定		1 2
ケアマネジメントの演習 (新)		
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例		4
看取り等における看護サービスの活用に関する事例		4
認知症に関する事例		4
入退院時等における医療との連携に関する事例		4
家族への支援の視点が必要な事例		4
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例		4
状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例		4
研修全体を振り返り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り (新)		2
	合計	56
講義・演習		

研修科目 (専門研修Ⅱ)		時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開		4
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 (新)		4
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例		4
看取り等における看護サービスの活用に関する事例		4
認知症に関する事例		4
入退院時等における医療との連携に関する事例		4
家族への支援の視点が必要な事例		4
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例		4
状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例		4
	合計	32
講義・演習		





# 評価表について

## 目的

モニタリングにおいて、ケアプランに位置づけられたサービスの実施状況を把握し、短期目標を達成するために位置づけたサービスの提供期間が終了した際に、その評価・検証を行う。  
 短期目標の終了時期に、サービスを提供する関係者の中で、目標の達成度合いとその背景を分析・共有することで、次のケアプランに向けた再アセスメントがより有効なものとなることを企図している。

## 様式

利用者名 \_\_\_\_\_ 殿 評価表 作成日 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

短期目標	(期 間)	援助内容		※1	結果 ※2	コメント (効果が認められたもの/見直しを要するもの)
		サービス内容	サービス 種別			

※1 「当該サービスを行う事業所」について記入する。 ※2 短期目標の実現度合いを5段階で記入する。◎:短期目標は予想を上回って達せられた。○:短期目標は達せられた(再度アセスメントして新たに短期目標を設定する)、△:短期目標は達成可能だが期間延長を要する。×1:短期目標の達成は困難であり見直しを要する。×2:短期目標だけでなく長期目標の達成も困難であり見直しを要する

## 活用の場面

- ・ 介護支援専門員に係る研修で活用
- ・ ケアプランを見直す際に関催するサービス担当者会議や地域ケア会議等での情報共有に活用
- ・ モニタリングにおいて把握した情報をサービス担当者間で共有する場面等での活用

## 介護支援専門員実務研修受講試験の見直し（省令、通知改正）

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

### 1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

### 2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

### 3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

### 4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

### 5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

## (参考) 従来の介護支援専門員（ケアマネジャー）の受験要件

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

法定資格＜実務経験5年＞

○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士。

相談援助業務＜実務経験5年＞

○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上

- ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護
- ・福祉事務所（ケースワーカー）
- ・医療機関における医療社会事業（MSW） など

介護等業務＜実務経験5年又は10年＞

○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、

- ①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、
- ②それ以外であれば10年以上

- ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など

平成27年度予算(案)  
公費で90億円  
(国:60億円 都道府県:30億円)

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充  
(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
  - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
  - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
  - 介護未経験者に対する研修支援
  - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
    - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
    - ・ 喀痰吸引等研修
    - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
    - ・ **介護支援専門員に対する研修**
  - 各種研修に係る代替要員の確保
  - 潜在介護福祉士の再就業促進
    - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
    - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
  - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
  - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
    - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
  - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエンター・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
  - 管理者等に対する雇用改善方針の普及
    - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
    - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
  - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組み事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

別紙資料6-4① 「全国の受講者負担（受講料、資料代）の金額一覧」（平成26年度）（単位：円）

	実務研修	実務従事者 基礎研修	専門研修(Ⅰ)	専門研修(Ⅱ)	再研修	更新研修 (未経験者)	更新研修 (経験者) 【初回】	更新研修 (経験者) 【2回目以降】	主任介護支援 専門員研修
北海道	31,000	0	19,900	14,500	31,000	31,000	34,400	14,500	50,000
青森県	24,000	12,000	11,000	9,000	24,000	24,000	20,000	9,000	22,000
岩手県	20,500	11,000	13,300	8,100	20,500	20,500	21,400	8,100	24,300
宮城県	25,700	2,500	11,500	7,500	25,700	25,700	19,000	7,500	20,000
秋田県	20,000	8,000	8,000	8,000	21,000	21,000	16,000	8,000	25,000
山形県	22,783	4,800	11,000	8,500	22,783	22,783	19,500	8,500	25,000
福島県	25,783	3,000	5,000	6,000	25,783	25,783	11,000	6,000	25,000
茨城県	29,000	17,000	16,100	11,300	29,000	29,000	27,400	11,300	33,480
栃木県	32,290	13,000	18,000	17,000	32,290	32,290	35,000	17,000	35,000
群馬県	20,000	10,200	11,000	19,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000
埼玉県	30,000	20,000	21,000	17,000	30,000	30,000	38,000	17,000	28,000
千葉県	30,000	25,000	20,000	18,000	30,000	30,000	20,000	18,000	49,000
東京都	26,400	5,000	16,000	15,500	26,400	26,400	31,500	15,500	48,400
神奈川県	30,570	17,000	20,430	18,450	30,570	30,570	38,880	18,450	38,000
新潟県	23,100	17,000	17,100	13,900	23,000	23,000	31,000	13,900	32,000
富山県	17,000	0	12,000	10,000	17,000	17,000	22,000	10,000	35,000
石川県	26,000	8,500	9,000	9,000	26,000	26,000	18,000	9,000	38,000
福井県	22,783	2,000	16,000	13,000	22,783	22,783	16,000	13,000	40,000
山梨県	15,000	8,000	10,000	10,000	15,000	15,000	10,000	10,000	47,000
長野県	20,200	6,700	14,100	8,500	20,200	20,200	22,600	8,500	21,800
岐阜県	18,200	16,500	17,000	14,500	18,200	18,200	31,500	14,500	50,000
静岡県	31,000	20,000	21,000	20,000	31,000	31,000	38,000	20,000	50,000
愛知県	24,783	15,000	18,000	17,000	24,783	24,783	35,000	17,000	50,000
三重県	23,183	0	13,300	10,400	23,183	23,183	23,700	10,400	30,400
滋賀県	27,343	15,510	15,510	10,340	26,403	26,403	25,850	10,340	30,080
京都府	19,650	9,000	11,000	10,000	19,650	19,650	21,000	10,000	20,000
大阪府	27,274	12,000	20,200	18,300	27,274	26,980	38,500	18,300	60,000
兵庫県	18,600	10,000	13,000	9,000	18,000	18,000	22,000	9,000	30,000
奈良県	25,000	14,000	17,000	13,000	25,000	25,000	30,000	13,000	38,000
和歌山県	29,000	17,500	10,000	6,000	29,000	29,000	16,000	6,000	85,000
鳥取県	14,800	5,000	※1	※1	14,800	14,800	21,000	12,200	15,000
島根県	12,567	8,000	10,940	8,000	12,567	12,567	18,940	8,000	8,000
岡山県	18,783	8,000	8,000	6,000	18,783	18,783	14,000	6,000	27,000
広島県	27,000	22,000	14,000	14,000	27,000	27,000	14,000	14,000	42,000
山口県	22,000	10,000	18,000	17,000	24,000	24,000	35,000	18,000	35,000
徳島県	23,600	11,600	13,200	8,000	23,600	23,600	21,200	8,000	25,000
香川県	25,500	5,000	10,000	15,000	25,500	25,500	25,000	15,000	35,000
愛媛県	27,000	18,000	13,000	12,000	27,000	27,000	23,000	12,000	50,000
高知県	21,000	3,000	12,000	12,000	21,000	21,000	12,000	12,000	30,000
福岡県	26,700	13,000	16,024	11,000	26,700	26,700	27,024	11,000	25,000
佐賀県	24,500	15,000	20,000	15,000	24,500	24,500	35,000	15,000	30,000
長崎県	30,150	8,000	8,000	5,500	14,240	14,240	13,500	5,500	30,000
熊本県	27,024	6,000	22,000	※2	27,024	27,024	22,000	13,000	23,000
大分県	20,000	10,000	20,000	15,000	20,000	20,000	35,000	15,000	25,000
宮崎県	26,000	14,000	14,000	12,000	26,000	26,000	26,000	12,000	30,000
鹿児島県	23,000	22,650	22,650	19,650	23,000	23,000	37,650	15,000	37,000
沖縄県	20,000	0	12,000	10,000	20,000	20,000	22,000	10,000	24,000
平均	23,952	11,615	14,571	12,243	23,643	23,637	24,586	12,202	34,074

平均は最低金額0円を除いて算出している。

※1 実施していない。

※2 専門研修(Ⅰ)と専門研修(Ⅱ)は同時に開催

## 平成27年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ( (財) 社会福祉振興・試験センター )
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(6日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼 ・都道府県に受験者速報を依頼	・厚生労働省に試験本部登録	・都道府県へ試験問題発送を連絡(下旬) ・都道府県へ試験問題を発送
10月		・試験問題受領 (試験日3日前)	
<b>試験実施&lt;10月11日&gt;</b>			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(19日必着) ・試験の採点、合否判定	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼		・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(13日発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成28年度の試験期日の確認等	合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	

## 平成27年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ( (財) 社会福祉振興・試験センター)
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(6日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼 ・都道府県に受験者速報を依頼	・厚生労働省に試験本部登録	・都道府県へ試験問題発送を連絡(下旬) ・都道府県へ試験問題を発送
10月		・試験問題受領 (試験日3日前)	
<b>試験実施&lt;10月11日&gt;</b>			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(19日必着) ・試験の採点、合否判定	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼		・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(13日発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成28年度の試験期日の確認等	合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	